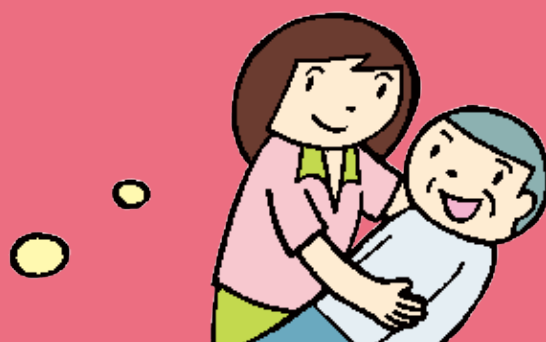


平成21年度から

# 「訪問看護支援事業」

が始まります



本事業を応援しています



社団法人 全国訪問看護事業協会

TEL.03-3351-5898 FAX.03-3351-5938

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-3-12 壺丁目参番館302

## こんなことは ありませんか？

事務職員を雇えないから、  
管理者が事務作業に追われて大変

ステーション管理者



## 訪問看護支援事業に参加

地域内に事務処理センターを設置（事務職員  をセンターから派遣）

### 事務処理センターでの業務



- 訪問看護ステーションより送付された記録等を基にレセプト作成、国保連に報酬請求
- 訪問看護の記録をセンターで一括入力
- 訪問看護師が留守の間の電話応答

### 事務職員の業務 （訪問看護ステーションにて）

- 指示書や報告書の確認と整理
- 郵便物の発送
- 記録ファイルの整理
- PCへの実績入力

ステーション管理者



雑務に負われなくなり、管理者  
の仕事（経営、教育、訪問看護）が  
できるようになった！

## Point!

事務職員を共同で雇用したり、事務処理センターに一括で業務委託するなど、いろいろな方法があります。どの方法が一番よいか、地域で検討するとよいでしょう。

訪問看護支援事業終了後は、各訪問看護ステーションから委託費を払って、センターを自主運用できるようにする必要があります。

# こんなことは ありませんか？



休日・夜間も  
訪問できる体制が  
整っているけど、  
あまり利用者さんが  
いない・・・

Aステーション管理者



休日や夜間も  
来て欲しいなあ・・・

利用者



人手があれば夜間・休日に  
看護が必要な患者さんを  
訪問できるのに・・・

B、Cステーション管理者

## 訪問看護支援事業に参加

地域内の訪問看護ステーションが協働して夜間・休日に訪問  
(指示書は各訪問看護ステーションに出してもらう)

### Aステーション

- 24時間オンコールで対応する
- 平日・夜間・休日に利用者を訪問する



### B、Cステーション

- 夜間・休日のオンコール体制はとっていない
- 平日8時30分から17時の営業時間の間に訪問する



夜間・休日は、B、Cステーション利用者にもAから訪問

利用者



夜間にも来てもらえるようになって  
良かった！

利用者が  
増えた！

Aステーションに  
訪問を分担してもらえたので、  
夜間・休日の訪問を希望していた  
患者さんのリクエストに  
応えられるようになった！

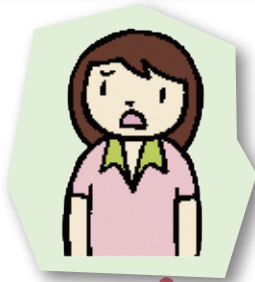


Aステーション管理者



B、Cステーション管理者

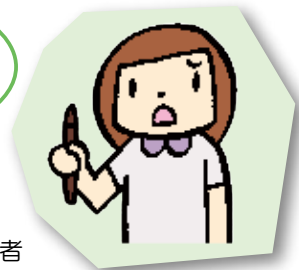
## こんなことは ありませんか？



Aステーション管理者

忙しくてマニュアルが  
作れない

マニュアルの内容を  
改定・更新するのが大変！



Bステーション管理者

## 訪問看護支援事業に参加

地域内の訪問看護ステーションで共同してマニュアルを作成し、定期的に内容改定・更新をして、各訪問看護ステーションで活用（各ステーションで記入すべき部分（緊急連絡体制など）は、各ステーションで記入）

- 災害対応マニュアル
- 感染管理マニュアル

- 事故防止マニュアル
- 専門的な看護ケアのマニュアル 等々



マニュアルを  
作成する時間が短くなり、効率的！  
独自で作成するより、  
内容が濃いマニュアルができた！



利用者

災害時にいつもと違うステーションから  
訪問を受けたけど、同じサービスが  
受けられて安心だったわ！

## Point!

マニュアルの共同作成だけでなく、訪問看護記録の様式を統一したり、管理・運営ツールを共同で開発するなど、いろいろな方法が考えられます。訪問看護支援事業終了後にも継続できるような体制をつくっておくとよいでしょう。

# 訪問看護支援事業とは？

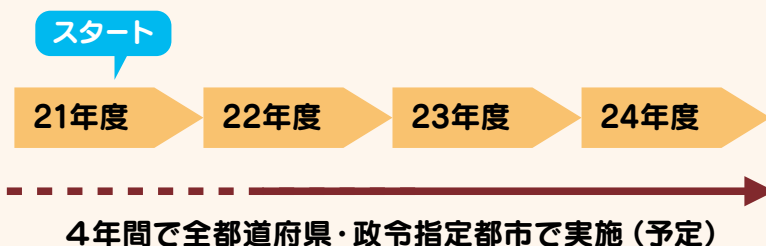
- 訪問看護支援事業が平成21年度から始まります。  
(21年度予算3.2億 国庫補助10/10)
- この事業は、要支援・要介護者の増加により、在宅療養者の増加が見込まれる中で、訪問看護サービスの安定的な供給を維持し、在宅療養環境の充実を図ることを目的とするものです。
- 訪問看護ステーションでは、利用者への訪問以外の周辺業務（報酬請求業務、電話相談対応等）が多く、職員負担が大変大きい現状にあります。
- このため、本事業では、「広域対応訪問看護ネットワークセンター」を設置し、訪問看護ステーションが行っている様々な周辺業務を集約して行う体制をつくります。

## 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・政令指定都市（以下、「都道府県等」という）です。  
都道府県等は、事業を適切に実施することができると認められる関係団体等に委託することができます。

## 実施スケジュール

平成21年度を初年度とし、平成24年度まで4年間実施される予定です。  
都道府県等により実施する時期が異なりますので、都道府県等の担当課に事業実施スケジュールをお問い合わせ下さい。



- 訪問看護支援事業の内容は、「訪問看護推進協議会の設置」と「広域対応訪問看護ネットワークセンター事業」の実施です。

## 訪問看護推進協議会の設置

自治体関係者、都道府県等看護協会代表者、都道府県等医師会代表者、訪問看護事業所管理者、学識経験者等から構成されます。（既に訪問看護に関する協議会等が設置されている場合、既存の協議会等が本事業の協議会を兼ねることができます）

協議会は、（ア）訪問看護事業の実態把握・課題分析、（イ）事業の計画立案、（ウ）事業の実施に関すること、（エ）事業の評価 について、協議、助言、支援等を行います。

## 広域対応訪問看護ネットワークセンター事業

事業の目的は、「訪問看護事業所の業務を集約化・効率化し、訪問看護の安定供給を図ること」です。事業内容は以下の図に示すとおりです。

### 事業内容

#### 訪問看護推進協議会の設置

地域の事情に応じた広域対応訪問看護ネットワークセンター事業の運営方法を含む訪問看護安定供給のための方策の検討、計画立案、評価及び支援

#### 広域対応訪問看護ネットワークセンターの事業（例）

##### ① 請求業務等支援事業

訪問看護事業所より送付された記録等を基にレセプト作成、利用者への料金請求等のシステムの整備に関する事業

##### ② コールセンター支援事業

利用者、家族等からの新規の利用等に関する相談等を受ける相談窓口の設置等

##### ③ 医療材料等供給支援事業

医療材料等（特定治療材料及び衛生材料を示す）の供給が効果的に行われるよう医療機関や薬局等との供給システムの整備に関する事業

##### ④ その他

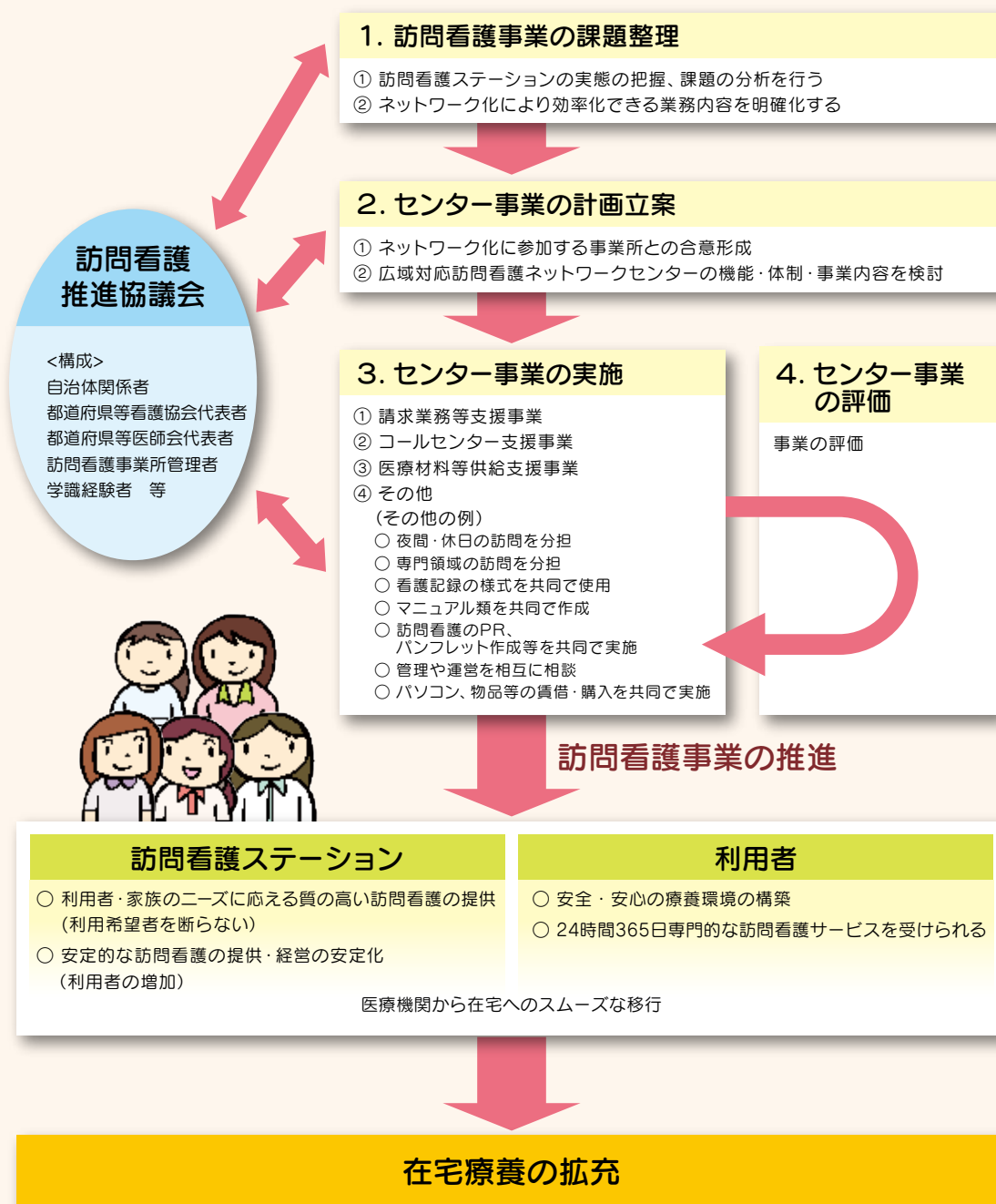
（上記①～③と同等程度で訪問看護事業所の業務を集約化・効率化するに当たって必要と認められる事業）

- 夜間・休日の訪問を分担
- 専門領域の訪問を分担
- 看護記録の様式を共同で使用
- マニュアル類を共同で作成
- 訪問看護のPR、パンフレット作成等を共同で実施
- 管理や運営を相互に相談
- パソコン、物品等の賃借・購入を共同で実施



# 訪問看護支援事業の 効果的な実施に向けて

広域対応訪問看護ネットワークセンター事業の目的は、「訪問看護事業所の業務を集約化・効率化し、訪問看護の安定供給を図ること」です。各地域の訪問看護ステーションの実情を踏まえて、都道府県等の担当課や訪問看護推進協議会等と協議し、より適切な事業内容・実施体制を構築することが求められます。



「訪問看護支援事業」は、これまで訪問看護ステーションで抱えてきた諸問題（小規模事業所の赤字経営、訪問看護以外の周辺業務の負担、夜間・休日の携帯電話当番の負担感の大きさなど）を解決していくためのチャンスです。

今、各訪問看護ステーションで困っていることは何か、利用者は何を求めているかなどについて、都道府県等や訪問看護推進協議会などの関係機関と十分に協議し、取り組むことが重要です。そのためには、まず皆さんが問題意識を持って、地域の訪問看護ステーションと話し合い、各地域で取り組むべき方向を検討して下さい。

安定的な訪問看護サービスの供給に向けて、皆さんの一歩が期待されています！

**スタート！**

発行・編集  社団法人 全国訪問看護事業協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-3-12 壹丁目参番館302

TEL.03-3351-5898 FAX.03-3351-5938

本書の一部または全部を許可なく複写・複製することは著作権・出版権の侵害になりますのでご注意ください

平成21年5月